

令和3年度 県議会の しおり



島根県議会



県議会とは

美しい自然や豊富な歴史的・文化的遺産に恵まれた島根県を、より豊かで住みよい魅力ある郷土にすることは、県民の皆様の共通した願いです。

しかし、県の政治について、県民すべてが集まって話し合うことはできません。

そこで、県民の願いを実現してくれる代表として選ばれたのが「県議会議員」です。

そして、県議会議員が集まり、議案などの審議を通して、県民の皆様の声を県政に反映させ、県政の基本的な方針を決定する場が「県議会」です。

知事などの執行機関は、議会で決められた方向にそって、県の仕事を進めていきます。

議会と執行機関は、それぞれの役割を果たしながら、県民の皆様の幸せを実現するために努力しています。

地域の特性に即した地域課題の解決に向けて、地方公共団体の自己決定と自己責任が強く求められる中で、意思決定機関である議会が担う役割は、ますます大きくなっています。監視機能の強化を図り、活発な調査活動を行うとともに、議会自らの具体的な政策立案も積極的に行い、議会の機能を一層発揮できるように取り組んでいきます。

県議会の仕事

県議会には、法律によって多くの権限が与えられ、県政の重要な事項を審議、決定する大切な役割を果たしています。県議会の主な仕事は次のとおりです。

議

決

条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、金額の大きい契約の締結など、県政の重要な事柄はすべて県議会の議決が必要です。

選

挙

議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。

同

意

副知事、教育長、監査委員、教育委員、公安委員、人事委員など、県の重要な地位につく人を知事が選任または任命するときには議会の同意が必要です。

調査・検査

県の仕事が議会で決めたとおりに行われているかどうか、必要に応じて関係者から説明や意見を聴いたりするなど、事務の内容を調査・検査します。

意見書の提出・決議

県民の利益になる事柄について、国会や関係行政庁に意見書を提出したり、国政・県政上の課題などについて、議会の意思を明らかにするため決議を行ったりします。

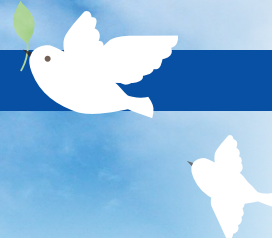
請願・陳情の審査

議会に提出された請願・陳情について審査し、その内容が県政や県民にとって適当と認められるときは採択し、県政に反映されるよう努めます。

目次

県議会とは	1
県議会の仕事	1
県議会のしくみ	2
予算や条例が決まるまで	3
議員の選挙区と議員定数	4

議長と副議長、常任委員会	5・6
議会運営委員会、特別委員会、協議等の場	7
請願・陳情	8
県議会の傍聴	9・10
広報の概要	10



県議会のしくみ

定例会と臨時会

県議会には定例会と臨時会があります。定例会は年4回（2月、6月、9月、11月）知事の招集により開催され、県政の方針、予算など県民生活にとって重要な事項について審議を行います。臨時会は特に緊急な事案が生じたとき、議長または議員定数の4分の1以上の議員からの請求があったときに招集されます。

本会議

議会の権限に関する最終的な意思決定を行う、全議員で構成する会議が本会議です。

委員会

県の仕事は、産業振興、教育、福祉など県民の皆様の多様な行政需要にこたえるため、多岐にわたり複雑化しています。そこで専門的に詳しく、効率的に審査するため、次のような委員会を設けています。

議会運営委員会

議会が円滑に運営されるよう、議会の運営についての重要な事項の協議・調整や議会運営に関する議案などを審査します。

常任委員会

本会議で付託された議案、請願などを専門的に詳しく審査するほか、所管する県の諸問題について調査を行います。県の仕事を部局ごとにわけて4つの委員会がおかれ、議員は、議長を除いて、いずれかの委員会に所属しています。

特別委員会

特定の事項について審査・調査するため、本会議の議決によって設置されます。

協議等の場

全員協議会

県政上の重要な事項、情報等について執行機関から説明の聴取等を行います。

各派代表者会議

議会運営に関する事項について協議又は調整を行います。

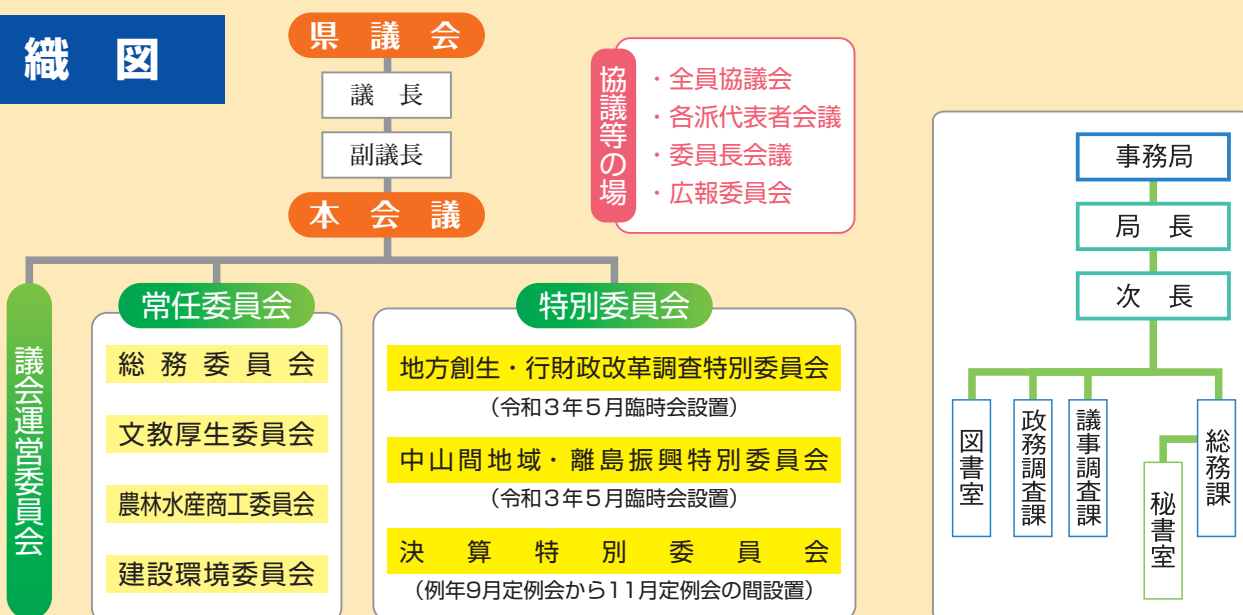
委員長会議

委員会運営に関する事項について協議又は調整を行います。

広報委員会

議会の広報、広聴活動に関する事項等について調査又は審議を行います。

組織図



議会の活動は、原則として開会中に集中していますが、委員会については、必要に応じて閉会中であっても審査・調査を行っています。

予算や条例が決まるまで

本 会 議

開 会

議長が宣告します。

議案提出

議案には知事から提出されるものと、議員、委員会から提出されるものがあります。

提案説明

議案について、提出者が内容の説明をします。

質問・質疑

議員が県政全般について質問したり意見を述べ、議案の疑問点などをただし、議案の提出者側（知事・部長等、議員）が答えます。

委員会付託

提出された議案などをさらに詳細に調べるため、委員会に審査を託します。

委 員 会

付託議案審査

本会議で付託された議案や請願などについて、関係する部局から説明を聴き、質疑を行うなど、いろいろな角度からよく調べ、委員会として賛成か反対かの意思を決めます。

本 会 議

委員長報告

すべての委員会が終わると、再び本会議を開き、委員会で決まった審査結果を報告します。

討 論

委員長報告の後、議案について賛成か反対かの意見を述べます。

採 決

議案について賛成か反対かを出席議員の過半数で決めます。

閉 会

すべての議案の採決が終われば、議長が閉会を宣告します。採決の結果は議長から知事へ通知され、知事はこれをもとに、仕事を進めていきます。

議会運営委員会

議案を審議する日程などを決めます。

質問・質疑

質問とは、県政一般に関して執行機関が今までどう行ってきたか、また、現在はどうか、そして将来はどうするのかなどをただす発言をいいます。

質疑とは、議員、委員会または知事から提出された議案に対して、疑問や不明確な点をただす発言をいいます。

議会運営委員会

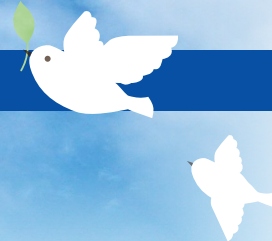
議案の採決の方法や順序などを決めます。

討 論

議員は、議案などの採決の前に、賛成か反対かの意見を表明することができます。これを討論といいます。

採 決

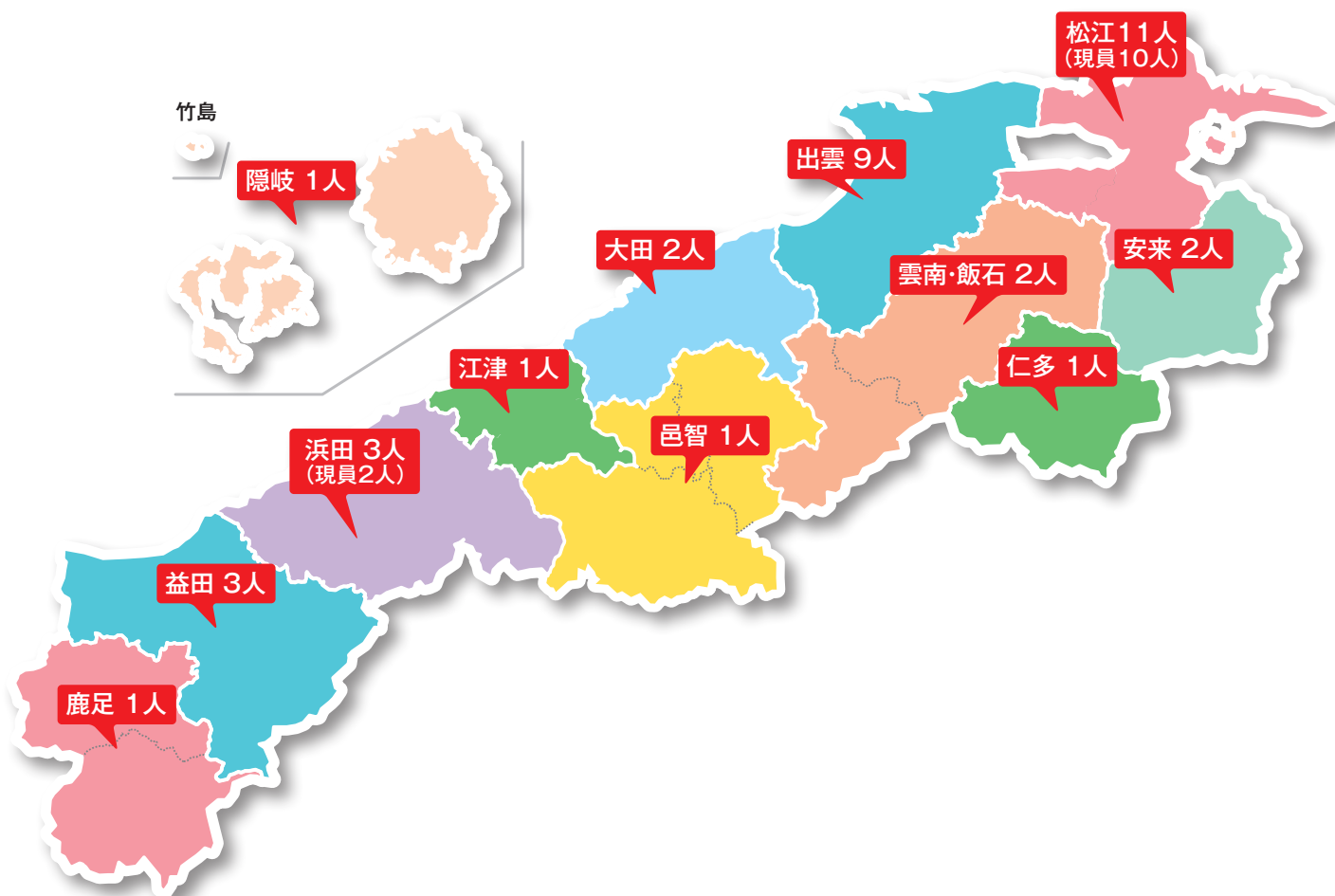
議案などの審議が十分に尽くされると、議長は、出席議員に対して賛成か反対かを問い、可否を決します。



議員の選挙区と議員定数

島根県では県条例で議員定数は37人、選挙区数は12と定められています。

選挙区ごとの定数



会派別議員数

県議会では、考えを同じくする議員が集まり、会派を結成し、活動しています。現在の会派は次のとおりです。

自由民主党島根県議会議員連盟	17名
島根県議会自由民主党	8名
民主県民クラブ	5名
公明党島根県議団	2名
日本共産党島根県議団	2名
会派に属しない議員	1名



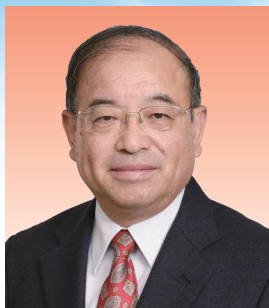


議長と副議長

議長、副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、議会の運営、議会の秩序保持などにあたり、対外的には議会を代表します。

副議長は、議長に事故があるときや、議長が欠けたときに、議長の職務を行います。



●議長
たなか やすお
田中八洲男
益田
自民党議員連盟



●副議長
いけだ はじめ
池田 一
出雲
自民党議員連盟



常任委員会

総務委員会

政策企画局、総務部、防災部、地域振興部及び公安委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項について審査、調査します。



●委員長
よしだ まさのり
吉田 雅紀
隠岐
自民党議員連盟



●副委員長
つぼうち りょうじ
坪内 涼二
江津
自民党議員連盟



委員
ないとう よしひで
内藤 芳秀
大田
県議会自民党



委員
えんどう りきかず
遠藤 力一
出雲
公明党島根県議団



委員
かとう いさむ
加藤 勇
松江
自民党議員連盟



委員
すやま たかし
須山 隆
浜田
民主県民クラブ



委員
いお がわすみひさ
五百川純寿
松江
自民党議員連盟



委員
ほそだ しげお
細田 重雄
松江
県議会自民党

文教厚生委員会

健康福祉部、病院局及び教育委員会の所管に関する事項について審査、調査します。



●委員長
たかみ やすひろ
高見 康裕
出雲
自民党議員連盟



●副委員長
ふくい たつお
福井 竜夫
邑智
自民党議員連盟



委員
た た の つよと
多々納剛人
出雲
県議会自民党



委員
よしの かずひこ
吉野 和彦
松江
公明党島根県議団



委員
いわた ひろたか
岩田 浩岳
松江
民主県民クラブ



委員
いけだ はじめ
池田 一
出雲
自民党議員連盟



委員
おもら としなり
尾村 利成
松江
日本共産党島根県議団



委員
おおや としひろ
大屋 俊弘
浜田
自民党議員連盟



委員
ふくだ まさあき
福田 正明
松江
県議会自民党



農林水産商工委員会

農林水産部、商工労働部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に関する事項について審査、調査します。



○委員長
たなか あけみ
田中 明美
安来
自民党議員連盟



○副委員長
はくいし けいこ
白石 恵子
松江
民主県民クラブ



委員
はら たくや
原 拓也
出雲
県議会自民党



委員
おおぐに ようすけ
大国 陽介
出雲
日本共産党島根県議団



委員
かもと ゆういち
嘉本 祐一
安来
県議会自民党



委員
おごし しゅんいち
生越 俊一
大田
自民党議員連盟



委員
そのやま しげる
園山 繁
出雲
自民党議員連盟



委員
いとはら とくやす
絲原 徳康
仁多
自民党議員連盟

建設環境委員会

環境生活部、土木部、企業局及び収用委員会の所管に関する事項について審査、調査します。



○委員長
すみ ともこ
角 智子
松江
民主県民クラブ



○副委員長
たかはし まさひこ
高橋 雅彦
雲南・飯石
自民党議員連盟



委員
かわかみ だい
川上 大
松江
県議会自民党



委員
やまね せいじ
山根 成二
雲南・飯石
自民党議員連盟



委員
ひらたに あきら
平谷 昭
益田
民主県民クラブ



委員
なかしま けんじ
中島 謙二
益田
自民党議員連盟



委員
なかむら よしのぶ
中村 芳信
鹿足
自民党議員連盟



委員
もりやま けんいち
森山 健一
出雲
県議会自民党



委員
なりあい やすのぶ
成相 安信
出雲
会派に属しない



議会運営委員会

議会運営について、協議、調整を行います。

委員長

中島 謙二

委員

原 拓也

吉田 雅紀

副委員長

生越 俊一

高見 康裕

角 智子

田中 明美

特別委員会

地方創生・行財政改革調査特別委員会

地方創生、行財政改革の推進に関する審査及び調査を行います。

委員長

山根 成二

副委員長

加藤 勇

委員

福井 竜夫

高見 康裕

須山 隆

尾村 利成

成相 安信

岩田 浩岳

多々納剛人

吉野 和彦

池田 一

五百川純寿

細田 重雄

川上 大

生越 俊一

中島 謙二

福田 正明

中山間地域・離島振興特別委員会

中山間地域及び離島の振興に関する審査及び調査を行います。

委員長

園山 繁

副委員長

高橋 雅彦

委員

坪内 涼二

大国 陽介

吉田 雅紀

白石 恵子

絲原 徳康

平谷 昭

原 拓也

田中 明美

遠藤 力一

中村 芳信

森山 健一

内藤 芳秀

嘉本 祐一

角 智子

大屋 俊弘

決算特別委員会

一般会計、特別会計及び企業会計の決算について審査を行います。

協議等の場

全員協議会

県政上の重要な事項、情報等について執行機関から説明の聴取等を行います。

各派代表者会議

議長及び副議長並びに所属議員数3人以上の会派の代表者により議会運営に関する事項について協議又は調整を行います。

委員長会議

議長、副議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長により委員会運営に関する事項について協議又は調整を行います。

広報委員会

議会の広報、広聴活動に関する事項等について調査又は審議を行います。

委員長

大屋 俊弘

委員

坪内 涼二

高見 康裕

多々納剛人

田中 明美

内藤 芳秀

須山 隆



請願・陳情

請願・陳情は、県民の皆様の声を県政に反映させるための大切な制度です。

県の仕事などに対して意見や要望のある方は、だれでも県議会に請願や陳情を行うことができます。

県議会では提出された請願や陳情を審査し、その内容が適当と認められるときは採択し、県政に反映されるよう努めています。請願を提出するときは、県議会議員の紹介（1名以上）が必要です。なお、県外在住の方から提出された陳情については、原則として審査は行われず、所管委員会の委員に参考送付されます。

様式 下記の様式に準じて作成してください。

請願書様式

(表紙)	(内容)
請 願 書 年 月 日 島根県議会議長 〇〇〇〇 様 請願者 住所 ※1 氏名 ※2 電話番号 紹介議員氏名 ※1 法人の場合はその所在地 ※2 法人の場合はその名称及び代表者名	(件名) 〇〇〇について 1 請願の趣旨 2 請願の理由

陳情書様式

(表紙)	(内容)
陳 情 書 年 月 日 島根県議会議長 〇〇〇〇 様 陳情者 住所 ※1 氏名 ※2 電話番号 ※1 法人の場合はその所在地 ※2 法人の場合はその名称及び代表者名	(件名) 〇〇〇について 1 陳情の趣旨 2 陳情の理由

記載上の注意

請願書（陳情書）と明記し、できるだけ1項目ごとに作成してください。

請願書（陳情書）には次の事項を記載してください。

- ・請願（陳情）の趣旨
- ・提出年月日
- ・請願者（陳情者）の住所、氏名、電話番号
※請願者（陳情者）が法人の場合はその所在地、法人の名称及び代表者名を記載してください。
- ・請願の場合は紹介議員の氏名

紹介議員

請願は1名以上の議員の紹介が必要です。

陳情には、議員の紹介は必要ありません。

提出

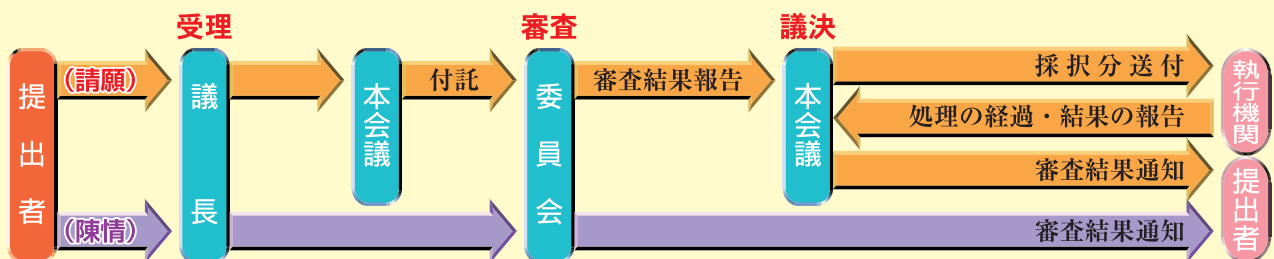
議長宛に1通提出してください。

- ・FAXでは受付けていません。
- ・受付時間：8:30～17:15（土日、祝日及び年末年始を除く）

提出時期

請願書、陳情書はいつでも受け付けていますが、会期ごとに定める時期を過ぎて提出されたものは、次の定例会で審査されます。

請願・陳情の取扱い順序



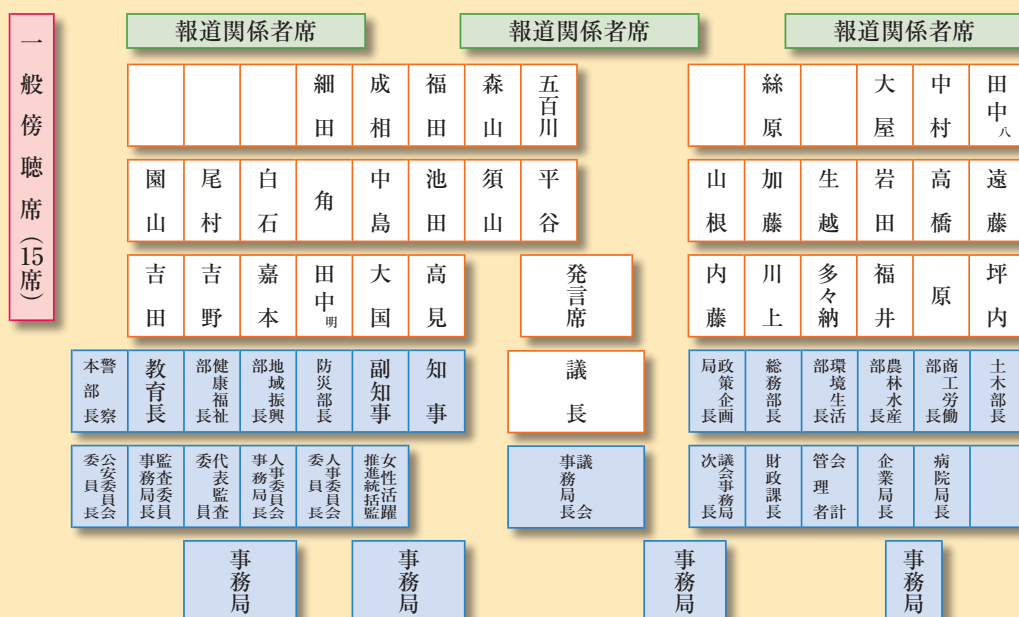
※件名、請願（陳情）者名、審査結果をホームページにて公表します。

請願・陳情に関するお問い合わせ：議会事務局議事調査課 TEL 0852-22-5359



本会議

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、傍聴席数を制限している場合があります。



傍聴に関するお問い合わせ：議会事務局総務課 TEL 0852-22-5355



委員会等

議会運営委員会（傍聴席5席）、常任委員会（同各5席）、特別委員会（同各5席または10席）、全員協議会（同10席）、各派代表者会議（同5席）、委員長会議（同5席）、広報委員会（同5席）が傍聴できます。

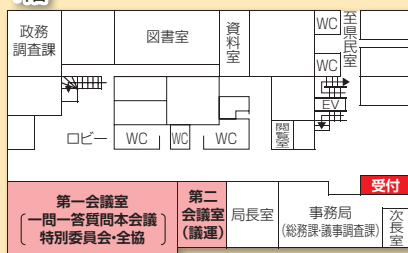
傍聴をご希望の方は、議事堂1階の受付でお申し込みください。受付は委員会開会の1時間前より行います。

委員会は定例会会期中に開催されるほか、閉会中にも必要に応じ開催されますので、開催日をご確認ください。

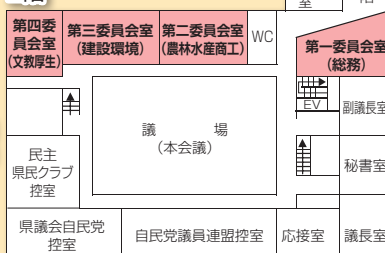
※新型コロナウイルス感染防止対策のため、傍聴席数を制限している場合があります。

議事堂案内図

1階

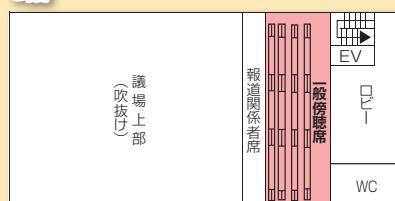


2階



※新型コロナウイルス感染防止対策のため、各会議の会場を変更している場合があります。詳しくは受付でご確認ください。

3階



広報の概要

県議会ホームページ

【議会情報の提供、議会中継、会議録の閲覧・検索】

県議会ではインターネットのホームページから、議会中継や会議記録をご覧いただくことができます。また、議会のしくみ、会議の開催予定、審議状況、傍聴や請願・陳情の方法など議会に関する各種情報を掲載していますので、ご活用ください。

ホームページアドレス

<https://www.pref.shimane.lg.jp/gikai/>

本会議の中継

<https://shimane-pref.stream.jfit.co.jp/>



インターネットで本会議の様子を生中継します。会議開会時間にご覧になれない方は、中継録画により、ご覧いただくことができます。パソコンのほか、スマートフォンなどのモバイル端末からでもご覧いただけます。

会議録の閲覧・検索

<https://www.pref.shimane.dbssr.jp/>

平成7年5月以降の本会議、平成13年4月以降の全員協議会および各種委員会の会議録を公開しています。キーワードや発言者、文書の種類、期間などを指定した絞り込み検索も可能です。



議長室専用ファックス

県議会に対する県民の皆様の要望、意見などをお聞きするため、専用ファックスを設けています。ご活用ください。

ファックス番号 **0852-22-5811**

県庁・島根県各合同庁舎での情報提供

議会中継の放映

本会議や第一会議室で開催される全員協議会、特別委員会の様子は、県庁県民室および県の各合同庁舎ロビーに設置されたテレビで、生中継でご覧いただけます。

会議録の公開

本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会の記録は、インターネットのほか県政情報センター（県庁第三分庁舎内）及び県内7か所にある県政情報コーナー（各合同庁舎内）で公開しています。

テレビ放映【定例会ハイライト】

各定例会の議案の提案理由説明、質問と答弁や委員会の審議状況などについて録画編集し、山陰中央テレビ、山陰放送または日本海テレビで放映します。

ケーブルテレビ中継

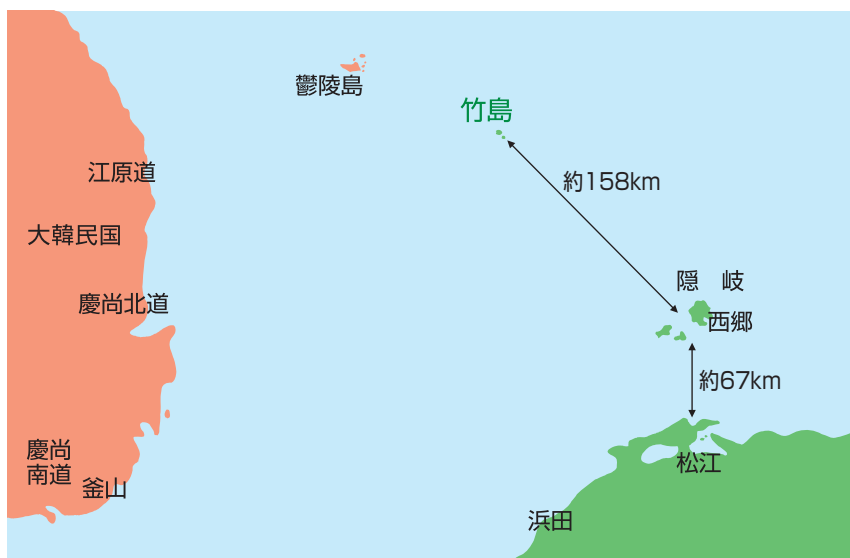
島根県ケーブルテレビ協議会加盟局の一部で、本会議の初日、代表質問、一般質問、一問一答質問、委員会付託、最終日の審議状況を生中継します。

新聞広報【しまね県議会だより】

2月、6月、9月、11月の各定例会の概要、質問と答弁の概要などについて、山陰中央新報に掲載します。

ホームページ、ケーブルテレビ、会議録の公開に関するお問い合わせ
議会事務局議事調査課 TEL 0852-22-5358

テレビ放映、新聞広報に関するお問い合わせ
議会事務局政務調査課 TEL 0852-22-6621



竹島は、島根県隠岐郡隠岐の島町に属し、隠岐島の北西約158km、北緯37度14分、東経131度52分に位置し、東西の2主島と数十の岩礁から成り、その総面積は0.20平方キロメートルで東京ドームの約5倍の広さがあります。島は飲料水にも乏しく人の常住には適しませんが、島の周辺一帯は南からの対馬暖流と北からのリマン寒流の接点になっており、魚介藻類の種類、数量ともに極めて豊富です。

島根県議会事務局

〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL (0852)22-5356

令和3年7月1日現在